

平成24年4月6日

歳入庁の創設に対する意見

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」の第7条第8号に規定された、歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について、日本税理士会連合会及び日本税理士政治連盟は、税務に関する専門家としての視点から、以下のとおり意見を述べる。

1. 歳入庁設置の目的・効果等について

(1) 国民の利便性を具体的に示すこと

歳入庁の創設により、行政コスト軽減だけでなく、国民（特に中小零細企業）にとっても事務負担軽減等の利便性の向上が図られる必要がある。特に、国民の利便性がどのように向上するのか、具体的に示したうえで理解を得る必要がある。

なお、現在においても、給与所得者については、税金・社会保険料とも源泉徴収により納付義務が完結し、事業主についても、ほぼ全ての場合、税金は銀行口座振替、社会保険料は自動引落しとなっているため、納付先の一元化によるメリットはそれほど期待できないと思われる。一方、相談窓口の一元化も考えられるが、専門性を考慮すると、かえって国民へのサービス低下とならないかの検討が必要ではないか。

(2) 社会保険料の納付率向上が可能となる方策を検討すること

社会保険料の納付率向上を目指すのであれば、必ずしも歳入庁を設置することだけが解決策ではないと思われる。例えば、税の徴収のノウハウなどを厚生労働省等に提供し、社会保険料の徴収にも活かすことで、納付率の向上に資することが可能ではないか。そのための組織づくりを最優先に検討すべきである。

2. 歳入庁が設置された場合の所掌事務等について

(1) 所掌事務は徴収事務にとどめること

歳入庁の所掌事務については、事務量の増加等に鑑み、徴収事務にとどめ社会保険における給付事務は歳入庁とは別組織で行うべきとの検討が進められているが、政府作業チームの検討動向や諸外国の例等を踏まえ、引き続き慎重な審議が行われるべきである。

(2) 共済年金は所掌事務から除外すること

公務員が加入する共済年金については、国が金額を把握し、計算・運営がなされていることから、あえて歳入庁の所掌事務に含めるメリットはなく、所掌から除外すべきである。

3. 歳入庁の組織等について

(1) 歳入庁の所管は財務省とすること

歳入庁の所管については、①諸外国の例を見ると財務省の外局と位置付けていることが多いこと、②税の徴収ノウハウを活用すべきこと、③税制の企画・立案を所掌する省庁と課税の執行及び徴収等を所掌する省庁は、税制に対する国民の信頼と円滑な執行を確保する観点から直系の省庁において所掌すべきであること、④税理士の所管官庁の変更があれば、申告納税制度の円滑な運営に少なからず混乱と支障をきたすおそれがあること等から、財務省とすべきである。

(2) 出先機関（税務署、社会保険事務所）の改廃については慎重に検討すること

既存の出先機関との関係については、税務署や社会保険事務所のような国民と直接接する機関を改廃することは、国民生活に多大な影響を与え、利便性の低下につながるおそれがあるため、より慎重な論議が必要である。

(3) 適正な人員規模を確保すること

歳入庁の人員規模については、国税庁をベースに考えた場合、年金保険が新たに所掌に加わることで、大幅な事務量の増加が予想される。このため、コスト削減を優先するのではなく、現実的な運用を可能にし得るだけの適正な人員を確保することが肝要である。

4. スケジュール等について

(1) 慎重な検討を行うこと

歳入庁設置による行政の効率化、徴収率の向上等のメリットは、マイナンバー制度の導入が前提となっていると考えられる。このため、消費税率の引上げ、マイナンバー制度の導入、給付付税額控除等の関連事項の検討と歩調を合わせつつ、十分時間をかけて検討すべきである。

また、行政組織の見直しは、十分な検討や周知の期間なく行われることは、国民に混乱を与える可能性があることにも十分留意する必要があると考える。

以上